# ドイツ刑事訴訟における事前の合意

山

名

京

子

BGH第四刑事部一九九七年八月二八日判決 概 観 例

問

題

の

所

在

三 学説——Weigend による判例分析を中心に—— BGH第二刑事部一九九八年六月十日判決

Weigend によるBGH判例の分析

(一) BGH第四刑事部判決とドイツ刑事訴訟法の基本原則

課題と展望

検討――日本の刑事手続との関連

問 題 の 所

在

ドイツの事前の合意に関して、一九九七年に、リーディング・ケースと解されるBGH第四刑事部判決が出され

第13巻 3・4 号---140 は、 た。本判決は、実務において定着した事前の合意をドイツ刑事訴訟法の諸原則に合致させるために、(コ) 他の事件が刑事訴訟法一五四条、 のルールを創設したといえるものであり、 ドイツ刑事手続における事前の合意は、すでに長きにわたり、 手続関与者が公判審理外で後の審理について、たとえば、被告人が自白し、その後の証拠調べを省くこと、 一五四条aによって分離処理され、 その後の実務および判例の基礎となるものである。(2) 訴訟のあらゆる段階で存在してきた。 裁判所は他の関与者に受け入れられると考えら 事前の合意実務 典型的な形態

その

行法の認めるところではないし、それはむしろ、 ある無罪推定の原則が損なわれるのではないかということ、第四に、 によって具体化されていること、第三に、事前の合意実務は、有罪の推定を前提としており、 的真実主義もとっておらず、実体的真実主義が手続の中枢であり、そのことは起訴法定主義や裁判官の解明義務など の原則に反してはいないかということ、第二に、ドイツの刑事手続においては、訴訟対象についての処分主義も形式 がらも、 れる刑罰を科すこと、 治国家原理の観点からみて、「正義の取引」とも称されるこの事件処理方法が果たして許容されるか、とりわけ、 人および検察官であった。 学説では、 限界の遵守を要求してきた。 事前の合意実務に対して、現行法上の疑念が示されていた。具体的には、第一に、公正な裁判ない 上訴放棄が言明されることなどを話し合うものである。 判例はこれまで、このような事前の合意を、現行法と矛盾するというわけではないとしな 被疑者・被告人がその防御を自由に準備することができるとする原 ある訴訟行為に対して利益を与えることは、 関与するのは、 たいてい裁判長 刑事訴訟法上の前提で 現

は本条の違反であること、第五に、刑罰軽減という利益の約束がこの合意の本質であるとすると、そのことは同時に、

刑訴法一三六条aで禁止されている「法律上予定されていない利益の約束」にあたり、

その上で自白を獲得すること

則に違反する危険性を伴うものであり、そのような利益を与えることは、この自由を侵害するものであるとすると、

手続の負担軽減によってのみ、

重荷に耐えることができる。

また、立法者行為の選択肢としての非犯罪化は、「日常的

りうるという裏面をも持ち合わせていること、さらに、 協力的に訴訟行為を行わない被告人に対しては、 事前の合意が導入されるに至った実体法上の原因およびそれが手続法に及ぼす影響については、次のように説明 より重い刑罰が科せられるかもしれないという圧力ないし威嚇にな 口頭主義、 直接主義の観点からも問題点が指摘されている。(4)

されている。

限界に行き着くことになる。 らないし、 法の投入によってのみ明らかにされうる。多くの企業従業員の中でだれに責任があるのかが明らかにされなければ 業プロセスにも関わることである。そこでは、 がいないことが、頻繁に生じる。 薬物事件は、 はいないので、 判所構成法七四条二項、七六条二項参照)) ではこのことが妥当し、そこでは、実務は構造的に事前の合意に依存して 項であった。今日でも、 ネー・ロンダリング)は、そのための例を提供している。かつては、犯罪の惹起者の認定は、 遍なく広範に規定されており、 実務が事前の合意をやむを得ず選ぶ理由は、 元罪にも関連し、 被害者が数千人に及ぶ場合もありうる。 薬物提供についての契約締結からマネー・ロンダリングに至るまでの広範な行為を伴った、 事前の合意は稀である。しかし、薬物事件、 多数の人物が加わっている。 たいていの陪審裁判所(Schwurgericht(三人の職業裁判官と二人の参審員で構成される。 事件の数ではなくその性質が、 それは便宜主義によってのみ実現しうるという点にある。たとえば刑法二六一条 同様に問題になるのは、経済事件および環境事件の証拠状態がその産業の複雑な操 些細な原因が多大な効果をもたらし、 生活様式が複雑化した点にあり、また、それに対応して刑法規範が満 共謀による行動が、 こういう事例において、 租税事件、経済事件および環境事件では、 刑事司法に負担をかけ過ぎているのである。 解明を困難にしており、 刑事訴追機関は、 それはしばしば、 原則的に実現可能な事 その職務遂行において 証言の用意 事情は異なる。 新しい調査方 刑事司法は 国境を越え のある証人 裁

な犯罪」の場合であっても、要求される法益保護のゆえに、

論外である。刑訴法一五三条aによる事件処理は、

それ

第13巻 3・4 号― 域にある。さしあたり、手続上、 じむものであると考えられる。この点についての将来の解決は、 よる事件処理になじまないが、製造の瑕疵によって数千の被害者が関連するような軽罪は、そのような事件処理にな 特別予防的効果をなお有するものである。もっとも、 刑訴法一五三条以下が使われ、 手提げかばんの奪取のような軽微事件は、 たとえば企業刑法の創設というような、 事前の合意は、 補足的に作用することになる。その 一五三条aに

実体法の領

(刑法三

被害者および私人訴追者は、

 $\equiv$ ルール化が求められていたのである。(6) 二四条以下)、 るべきである場合には、 日本では、 国家財政の利益(税法三七○条以下)、または司法(刑法二六一条)といった一般的な法益が保護され アメリカにおけるような答弁取引、すなわち、 主観的な反対利益は主張されないので、そこではとくに、 無視することのできない他の利益を有することがありうる。 検察官が被告人に争う権利を放棄させ 事前の合意が実務上行われ、 しかし、 (不抗争の答弁 環境

告人は公判審理を受ける権利を放棄することはできないからであり、規範的には、 をさせ)、もし被告人が公判審理によって有罪判決を受けたならば科されるであろうよりも緩和された刑罰と引き換え 公判審理を受ける権利を放棄させるというシステムはない。たしかに現行法上、アレインメント制度はなく、 検察官は、 真実と精密さを追及す

ぶことによって「協力する」ことが求められる、という意味においてである。自白事件において、 人は複雑な事件処理モデルと簡略化された事件処理モデルのいずれかを選択することができ、簡略化された手続を選 略式手続があり、

概念であらわすか否かは別として、事実上、交渉による事件処理が存在するとのことである。

日本の実務家へのインタヴューを通じてなされた調査研究によれば、「答弁取引」という

それは、

べきだからである。しかし、

通常公判手続においても、書面が証拠の大部分を占めるような手続がありうる。それとともに、多くの被疑者・被告(?)

実主義

責任主義、

のである。 (8) 事手続における「グレー・ゾーン」であり、表面化しないままに、被疑者・被告人が不利益を受ける可能性をはらむ ものなのである。これらの手続をルール化してオープンにすることによって、 ありうるが、合意は手続上の拘束力を有するものではないので、それに対する異議申立て権もないのである。 ついても、一つの見方によれば、取引はまったくないとするのはフィクションに過ぎないともいえる。これらは、 も得られない状態で警察・検察により自白を迫られるケースも存在する。警察・検察との合意が履行されないことも 人が簡略化された手続を選択している。このことから、 捜査の実態としても、微罪処分、起訴猶予、略式命令請求、あるいは刑の軽減と引き換えに、十分な情報 そこには取引的要素があるということが推測される、 刑事手続における被疑者・被告人の主 量刑に という

軽減されることから、そのようなシステムは必要であろう。(タ) 件と否認事件の手続を二分化し、自白事件の効率的な処理によって否認事件に対して司法が集中できるようなシステ することによって、その自己決定による事件処理を可能とする方向での検討が必要であると思われる。 ムが必要であると考える。被疑者・被告人の利益の観点からしても、その意思に基づく手続の簡略化によって負担が 被疑者・被告人が刑事手続の主体であるというためには、 自己の被疑事実・被告事件の事件処理に積極的に関与 また、 自白事

体としての地位が保障されるといえるのである。

手続の問題点、および、 の二分化といった上述の目的のための参考にしようとするものである。捜査の実態、 被疑者・被告人の主体としての地位の確立、 本稿は、ドイツ刑事訴訟における事前の合意に関する最近の判例・学説を紹介・検討し、 被疑者・被告人の黙秘権の保障といった基本原理においてドイツ刑事訴訟は日本のそれと同様で 当事者主義と職権主義という日独刑事手続の重要な相違点に留意すべきであるが、 被疑者・被告人の自己決定による事件処理、 公判の形骸化という日本の刑事 自白事件と否認事件の手続 日本の刑事手続における 実体的真

判

例

唆を与えるものと思われる。

ある点で、ドイツ刑事訴訟における事前の合意に関する判例および学説の紹介・検討は日本の議論にとって重要な示

#### 一)概観

事前の合意の許容性に対する疑念が学説上示されていたにもかかわらず、判例はそれらに賛同しなかった。

の手続打切りが約束され、それに基づいて抗告人は自白し、上訴の放棄を明言したのである。これに対して憲法裁判 事前の合意に関する一連のBGH判例に先行していたのは、一九八七年の憲法裁判所の決定であった。この決定の(エン 明確な憲法上の疑念を示さなかった。その判断は、概要、次のようなものであった。 - 公判審理の終結の少し前に裁判所、検察官、弁護人の間で合意がなされ、それによれば、一定の刑量と余罪

義の取引」に応じてはならない。裁判所は、訴訟戦術上の考慮からなされた自白で満足し、本来なされるべき証拠調 との間で審理の状況および見通しについての合意をすることを禁止しておらず、この原理は、解明義務、 べをしないでおくことは許されない。また、裁判所は、責任に応じた刑罰という基盤を捨て去ってはならない。さら よび量刑を手続関与者の処分に任せることのみを排除している。裁判所は、判決の衣をまとった「和解」、すなわち「正 公正さの要請と恣意の禁止は、尊重されるべきである。また、法治国家原理は、公判審理外で裁判所と手続関与者 法の適用お

以上のように、憲法裁判所決定は、限界線上では、事前の合意のための余地を各刑事裁判官に残していたのである。

許容されない。

ての法律上予定されていない利益の約束および欺罔は、

に、被告人の意思決定と意思活動の自由は尊重されなければならない。したがって、自白を引き出すための方法とし

事部は、 的に許容されないということを、一度も表明したことはない。多くの模索的な判決の後⑴ ないわけではない。ただしそれは、公判審理において、すべての手続関与者が関与して行われなければならない。も っとも、公判審理外での事前の話し合いを排除するものではない。 および判例の方向づけをする判決を下した。その判断内容は、 (判旨) B G H 被告人の自白および科せられるべき刑を対象とする刑事手続における事前の合意は、 BGH第四刑事部一九九七年八月二八日判決(12 事前の合意実務をドイツ刑事訴訟法の諸原則と一致させるためのルールを創設し、 iį 事前の合意に関して、これまですでに何度も判決を下してきたが、 次のようなものである。 刑事訴訟における事前の合意は原則 必ずしも一般的に許容され 一九九七年にBGH第四刑 その後の事前の合意実務

ばならない。 判審理において被告人に不利益な新たな(すなわち、裁判所にそれまで知られなかった)重大な事情が明らかになっ り自白がなされた場合については、 た場合にのみ、 裁判所は、 これに拘束されない。そのような意図的な離脱 判決の審議の前に、 裁判所がそれを超えないという刑の上限を提示することはできる。裁判所は、 いかなる特定の刑罰をも約束してはならない。もっとも、 (上限の超越)は、 公判審理において報告されなけれ 裁判所は、 被告人によ

公

兀 般的な量刑の観点を尊重しなければならない。 事前の合意の枠内で自白がなされたということは、 刑罰は責任に相応していなければならない。 それを刑罰軽減的に顧慮することと対立するものではない。

裁判所は、

後に判決中で行われる量刑においても、

また、

刑の上限を超えないことを約束する場合においても、

Ŧi.

上訴の放棄について判決宣告前に被告人と合意することは、

許容されない。

〔事実の概要〕

事部の詳述」について、それは法的吟味に耐えるものではないとして異議を唱えている。これによって主張されたの した。被告人は、手続法および実体法違反を理由として上告した。上告は、「手続を終了させる合意についてのLG刑 LGは、被告人と共同被告人に、二件の重大な強盗的恐喝 刑法四六条一項一文に反して、行為者の責任ではなく事前の合意が量刑の基礎であり、このことが被告人の不利 (刑法二五五条)を理由として一二年の自由刑を言い渡

益に影響したということであった。

告人に関して、「個別刑についても併合刑についても、その刑罰の重さの点で、同時になされる他の起訴事実について の仮の打ち切りにあたって、公判審理における手続を終了する事前の合意によって、被告人、弁護人および検察官と 「致をみた」、ということが詳述された。 LG刑事部は、被告人に八年と九年という個別刑を言い渡し、そこから一二年の併合刑を言い渡した。 LG刑事部は、 他の事情とともに、被告人の自白を刑罰軽減的に顧慮した。さらに、 判決理由において、 量刑にあた 両被

当法廷は、 一般的に禁止しているわけではない、という見解に立つ。 刑事訴訟法典は、 自白がなされる場合に量刑問題に携わることになる裁判所と手続関与者との事前の

な処分を禁止している。 事訴訟法は、国家による刑の言渡し、手続原則の遵守および量刑の諸原則について、裁判所および訴訟関与者の自由 たしかに、ドイツ刑事訴訟法が原則的に事前の合意に対立して形成されていることは事実であり、 ドイツ刑 これに役立つ証拠調べは行われなければならない。

当然のごとく、

事前の合意の成立への関与者の努力にあたって、

被告人の自由な意思決定は保障されていなければ

Ż. 質なものというわけではないことを示している。それと並んで、一定の法律効果への関与者の同意を規定し、それゆ に 他方、 手続結果の予測 手続関与者間 被告人および検察官の同意によって賦課付きの手続の打ち切りを可能にする刑訴法一五三条aの規定はまさ !の事前の合意は 事実状態および法律状態についての話し合い、ならびに手続関与者の合意を伴うような、さら ――刑事手続の結果および処理についても――ドイツ刑事訴訟にとってまったく異

に他の諸規定が存在する。

るべきであり、 えない。事前の合意は、 前の合意は、 すことはできない。 こたがって、 原則として可能である。 その遂行に関してもその内容に関しても、 刑事訴訟法典自体からは、 むしろ、 その具体的な形態において、手続法および実体刑法の放棄しえない諸原理を尺度に判断され 裁判所による刑罰軽減の約束に対して被告人による自白がなされることを内容とする事 事前の合意は、 手続結果についての事前の合意が完全に不許容であるということを導き出 憲法上および手続法上の諸原理に初めから違反しているとは それらの諸原則を充足しなければならない。(ユム)

る。 実発見の要請が義務づけられているのである。 分類は 法治国家的な手続に対する被告人の一般的権利である。このことは、 の正しさを確信することなく、そのまま有罪判決の基礎にすることへと導いてはならない。 有罪判決の基礎は、 事前の合意の許容性を吟味する場合の出発点は、 約束というものを受け入れ難 常に、 裁判所の確信に従って実際に示された事実のみでありうる。 61 事前の合意はまた、 したがって、自白は、その信用性について吟味されなければならず、 法治国家原理 (基本法二〇条三項) 約束に基づいてなされた被告人の自白を、 量刑に関する事前の合意を最初から排除 その刑法上の評価および 裁判所は、 から導かれる、 依然として真 裁判所がそ 公正で してい

したがって刑訴法一三六条aは、

ない。しかし、法律上予定されていない利益の約束は、裁判所が被告人に自白事件について刑の軽減を期待させるこ

第13巻 3・4 号---148

とにおいては存在しない。

しかし逆に、裁判所が被告人による減刑の期待に対し、

事前の協議においては、まさに自己負罪拒否の原則と同様に留意されなければなら

を解明するために、

協議後に

公開の審理においてなされなければならない。このことは、

審理前あるいは審理外で関与者間の事前の協議がなされることを排除するものではない。しかし

判審理は

判決の基礎になる事情に対する公衆の洞察を隠蔽するような単なる外見になってしまう。

被告人の抗弁と刑の重さを対象とする事前の合意は、

協議の準備およびその都度の

「審理の形勢」

全裁判体の

したがって、

裁判所と他の手続関与者との、

可能である。

しかし、

合意が公開の審理から外へ移され、

とするものである。しかし、このコントロールは、

公衆が判決に通じる本質的な手続経過を洞察している場合にのみ

公開の審理で明らかにされることさえもないとすれば、

公衆の情報獲得の利益および司法へのコントロールを保障し、

は

(判決および決定の宣告を含む)は、

公開である。

刑事手続の公開は、

法治国家の基本的制度に属する。

公開の原則

判決裁判所における審

同時に、

裁判所の裁判に対する信頼を促進しよう

このような実務は、

公開の原則

可能性を断念することを求めてはならない。(5)

したがって裁判所は、

被告人に対して、

すでに公判審理が終結し、彼が判決を知る前にこのコントロール

早くとも判決宣告の後に上訴を放棄することができる

上訴権と、上訴権が影響を及ぼしてはならない

被告人が上訴を放棄することを約

事前の合意の許容性に対する本質的疑念の一つは、それらが多くは公判審理外で行われることから生ずる。

(裁判所構成法一六九条) に反する。この原則によれば、

刑の重さとの許容されない結合を意味する。

他方、

被告人は、

束させる場合には、その約束は許容されない。このことは、一方で、

することになる。

この場合、 裁判所は、この協議の本質的内容と結果を公判審理において明らかにしなければならない。

すべての関与の遵守を保障する。その後の手続および判決のためのそのような協議は、大きな意味を有するので、 べての手続関与者および判決の権限のある者が承知し、 公判審理における協議は、 事前の合意の許容性のためには放棄しえないもうひとつの基準、 彼らが参加してのみなされうる。とくに、 すなわち、 事前の合意は、 手続関与者 す 被

告人自身の関与なしに、また、

参審員の排除のもとでも許容されない

行われた事前の合意についての後の係争が回避される。(6) はすべての関与者にとって、および、上訴裁判所にとっても審査可能でなければならない。事前の合意の結果は、 本質的な手続経過に関わるので――公判審理についての記録にとどめておかなければならない。それによってのみ、 た非公式的な手続のように扱われてはならない。したがって、事前の合意は明らかにされなければならず、その内容 マントに覆われて行われてはならない、ということである。その合意は、 その際、 本質的なことは、手続内容および手続結果についての事前の合意は、 本来の公判審理とは別の、 秘密性およびコントロー あたかも独立し ル不能性

されてはならない。 刑について決定しなければならないからである。 を行為者の責任に応じて量定するという、 裁判所は判決の審議においてもはや自由ではないので、 刑訴法二六〇条一項、二六一条に違反してはならない。なぜなら、 回 裁判所は 公判審理の終結前に特定の手続結果に裁判所を拘束することは、 事前の合意を通じて、科せられるべき刑の重さについての拘束力のある約束を行うことによって 刑法四六条一項一文、二項一文による量刑の実体法上の原理に対して違反 裁判所の判決発見は、 同時に、 そのような自己拘束は、 裁判所は、 具体的な刑を守らせることによって、 審理の総体から、 不可能である。この場合には 量刑基準によって刑の重さ 判決の審議において 先取り

第13巻 3・4 号---- 150 されるべき刑の重さに影響を及ぼそうとすることができるだけである。 所が自白を量刑にあたってどのように評価するかを知りたい場合には、それは不当ではない。 域に限定しているのである。この場合には、 の上限を示す場合には、 それに対して、信用性のある自白がある事例について、裁判所が、 懸念がない。被告人が自白をする場合には、 彼は通常、 有罪判決に対してもはや何も述べることはできず、 すなわち、 事前の合意の方法において超えないであろう刑 したがって、 被告人は、 被告人が自白をする前に、 彼の防御可能性を狭い領 あとは科 裁判

についての自己の見解を持つことは、 審議に留保されているのである。 裁判所の判断はいまだ先取りされてはいない。 れた――たいていは非常に広い それに応じて裁判所が、 なぜなら、 裁判所が手続の過程で――その後の手続経過と審議の結果を条件として――ありうる手続結果 自白事件において刑は一定の限界を超えないこと、 裁判所に必要とされる公平性および客観性もまた、 ――刑罰範囲が一定の方法で制限されることを宣言する場合には、 刑事訴訟法典にとって異質なものではなく、すでに公判開始決定あるいは勾留 すべての量刑の観点を衡量した具体的刑の決定は、 同時に、 そのような約束を排除するもの 法律によって一般的に予定さ これによっては、 依然として判決の

される刑がこの刑の重さに達しなければならないことがあるだろう。 限をすでに事件を否認している者に比べて(場合によって大幅に)下げているので、 刑事訴訟法の諸原則に反するので、許容されないであろう。たしかに、裁判所は、 したがって、 事前の合意は、 なぜなら、 それにもかかわらず、 判決の代わりになるものではない―― 審議の結果に従ってその限界をなお下回る刑を科す権限は、 しかし、このことは、 -事前の合意が判決の代わりになるとすることは、 自白があるために、 しばしば、後に判決において科 事前の合意を不許容にす 考慮される上 裁判

決定の基礎になるからである

所に依然として保持されているからである。

人は

自分の犯行を告白し、法的平穏という訴訟目的を促進している。さらに、被告人の訴訟行為から、

被告人の主観的感情である。

犯行に対す

被告

測定し難く、

判断を受けるものである。 審理において明らかにしておくことができる。裁判所が判決において、示された上限を著しい程度に下回る場合には、 ということの手掛かりになりうる。 または、 事前の合意に関与する検察官が、 予定された上限を下回る刑をまったく支持しえないものと考える場合には、 刑罰が責任相応性の範囲から離れたために、 しかしながら、それは、すべての上訴の場合と同様に、 裁判所が判決における量刑にあたって上限からはるかに下げることを危惧 量刑に不服を申し立てる検察官の上訴は効果をもたらしう 検察官は、 上訴裁判所の吟味と そのことを公判

なものである、 このようになされた事前の合意は、 という留保の下にある 後に下される判決が実体法上適切で、すべての事情を顧慮して支持可能

情からなされたのではなく、「決定的な証拠」に基づく場合には、 告人に有利、 意が行われる場合にも、 や悔悟からというわけではなく、 のために、 自白に刑罰軽減的意味を認めることを禁じられてはいない。たしかに、 刑の宣告は、「責任に相応する刑罰という基盤」を離れてはならない。裁判所は、この基準を無視して、 事前の合意の枠内でなされた自白の場合においては、 犯行の不法内容に相応しないような刑の重さを決定してはならない。被告人の自白を対象とする事前の合 事前の合意に基づく自白の場合にも完全にありうる、 不利となる全事情を衡量しなければならない。 裁判所は、 事前の合意の枠内における訴訟戦術的な理由から自白を行った場合にも、 刑の重さを、 量刑の一般的な諸原則に従って決定しなければならず、その際、 事情が異なる。 しかし裁判所は、 本質的に刑罰軽減的に顧慮されないであろう。 自白は、 さらに、責任の認識や悔悟は、 被告人が、 それが明白に真の悔悟感情や責任感 明らかに最初は責任 自白 客観的には 被告人の 一の認識 [の獲得 しか

第13巻 3・4 号---152

る彼の見解に応じた彼にとって不利な確かな結論を引き出すことがそもそも可能であるか否かは、

問題であるように

裁判所は するのに適している。それ故、 び手続短縮への寄与としても、被告人に有利に取り扱われうる。 慮される、 思われる。 したがって、被告人の自白はすべて、その重要性は様々でありうるとしても、 自白の獲得のために、 被告人にとって有利な可能性が、そのつど前提とされなければならない。さらに、自白は、 量刑にとっても、「疑わしきは被告人の利益に」の原則が無条件に妥当し、 裁判所は、 刑罰軽減事由の意味とは関連がなく、もはや責任に相応しない刑罰に導くような、 被告人が事前の合意の枠内で行った自白をも、 刑罰軽減的観点としての意味を獲得 その結果、全事情に基づいて考 刑罰軽減的に顧慮しうる。 事実解明およ

れる。このことは、公正な手続の諸原則から結果として生じ、 の以前の言明に反してはならないことが含まれる。裁判所がそれによって創設した信頼状態は、 その諸原則には、 裁判所は手続関与者が信頼した自己 裁判所に対し、 自ら

この方法で公判審理において全関与者の関与の下で事前の合意が行われたならば、

裁判所は、

これに拘束さ

反も危惧されるべきではない。(18)

刑の軽減を約束し、

保障することだけはできない。この場合、

事前の合意による、平等な取り扱いの原則に対する違

軽罪ではなく重罪であることが明らかになること、 ることができる。 決に対する影響がありうるような重要な新しい事情が明らかになる場合には、 の以前の言明から逸脱することを禁ずる。もっとも、 そのような事情とは、たとえば、 あるいは、 新しい事実または証拠に基づいて、これまでとは異なり、 事前の合意後に、裁判所にとってそれまで知られておらず、 被告人の重大な前科が知られていなかったことである。 裁判所は、 当該事前の合意から逸脱す 犯行 判

意からの逸脱の可能性)に言及しなければならない。 そのような事例においては、 裁判所は、それに続いて再び公判審理において、 事情説明をしてこの可能性 (事前の合 ない。

前に、 ことは、 を排除しえない。 人の有利にも不利にも顧慮し、 理由によれば、 によれば 二以上のことによれば、 項一文、二項一文が要求している、 このことは 一定の刑の上限のみならず具体的な刑を約束したことを疑わせるので、 法律違反が判決理由から明らかであるので、すでに実体法違反の申立てに照らして、留意されなければなら 個別刑も併合刑も「その重さの点で……一致をみた」、ということから明らかになる。 個別の自由刑の量定にあたっても全自由刑の形成にあたっても、基準となる量刑の観点すべてを被告 LG刑事部が法律に違反して刑罰に関して確約したことを容易に考えつかせる。 なぜなら、 異議を申し立てられた判決の刑の言渡しは、 裁判所がすでに判決の審議前に拘束されるような一定の刑の約束によって、 自由刑の重さが責任に相応する刑罰の範囲内に留まっているとしても、 量刑についての独立した裁判官の判断が欠如することになるからである。 判決理由が、 存続しえない。このことは、 LG刑事部がすでに判決の審議 LG刑事 その法律違反 刑法四六条 部 判決理由 判 決

用する可能性をもちえたのである。(20) の重さを通知することによって、検察官に対しても、この約束された刑を下回らないことが義務づけられていた。こ 所がより低い自由刑を決定しただろうということは、たしかに排除されえない。とくに、 判決は刑の言渡しにおいて、 これによってこの刑罰の重さからの低いほうへの逸脱がもはやありえなかったので、被告人の不利益に作 法律違反に基づいていたということができる。瑕疵ある事前の合意がなければ、 LG刑事部 具体的な刑

いであろう。 (21) その際、 したがって、 すでに法律に反することなく認定された、 新しい公判審理において、 個別刑は、 被告人に有利な事情および不利な事情が衡量されなければならな 一般的な量刑基準に従って新しく量定されなければならず、

具体的には、「事前の合意手続」について次のような諸原則を創設したものといえる(ただし、この中にはすでにそれ 訴訟法と合致しうるものであるとする根拠を詳細に挙げるとともに、その限界を明らかにしようとしたものである。 以上の第四刑事部判決は、これまでの実務に対する学説からの様々な批判を基礎にし、事前の合意がドイツの刑事

以前の判決で要求されていたものもあった)。 手続結果についての事前の合意には、全手続関与者、とくに参審員ならびに被告人自身が含まれなければなら

- 3 (2) の約束」によって、自白を促されてはならない。 裁判所は、科されるべき具体的な刑の重さについての拘束力ある約束をしてはならない。 被告人は、協力を拒否した場合に対するより重い刑の威嚇によって、あるいは、「法律上予定されていない利益
- **(4)** 換えに上訴の放棄を被告人に要求してはならない。 裁判所は、 判決宣告前に、上訴の放棄について被告人と合意することは許されず、約束された刑罰軽減と引き
- (5) どめられなければならない。 事前の合意は -全裁判体の協議後に― ―公判審理においてなされなければならず、 その結果は、 記録にと
- ⑥ 裁判所は、適法になされた合意に拘束される。
- $\overline{7}$ 任に相応する刑罰という基盤」を捨て去ってはならない。 事前の合意に基づいて科せられる刑罰は、犯行の不法内容に相応するものでなければならず、その刑罰は、「責
- (8) ければならない。 合意に基づいてなされた自白は、そのままで判決の基礎にされてはならず、裁判所は、 その信用性を吟味しな

ドイツ刑事訴訟における事前の合意

点について、 一定の基準が示されたのである。 本判決によって、実務で常態化している事前の合意について、 BGH第二刑事部は次のように述べている 事前の合意実務においてはとくに自白の信用性判断が重要となるのであるが、この 合意形成のルールおよびその許容性の限界に関する

BGH第二刑事部一九九八年六月十日判決(23

基礎にすることを妨げるための根拠にする必要はないとし、裁判官の自由な証拠評価の原則は、 本判決は、 被告人が起訴事実を一括的にのみ認めていたという事情を、 裁判所が自白を信用し、 自白の評価にも妥当 それを事実認定の

するとしている

していない、とする。判決内容は、以下のようなものである。 拠調べは必要ではなく、約束された刑罰を顧慮して自白がなされたという事実のみでは、 自白の正しさに対する疑念を基礎づけるにふさわしい事情が存在しない場合には、 H第四刑事部判決を引用し、<br/> さらに、予定される特定の刑量が被告人に示された後に初めて被告人が自白した点について、本判決は、 自白の信用性の吟味およびそのための証拠調べはなされなければならないとしているが 自白の信用性を吟味するための証 そのような事情はまだ存在 前記BG

〔事実の概要

四五件の保護責任者による性的虐待 LGの事実認定によると、被告人は、一九九二年から一九九七年までに、九二年当時一一歳の彼の娘に対して、 (刑法一七四条)を行い、そのうち四○件は子供 (一四歳未満) の性的虐待

七六条)との観念的競合、 一件は強姦(一七七条)との観念的競合であり、さらに、二件の保護責任者による虐待 旧

二二三条b)を行った。LGは被告人に、八年の自由刑の有罪判決を言い渡した。

て以下のことが示されている この事実認定は、 被告人が公判審理において行った自白に基づくものである。これについて、LGの判決理由にお

第13巻 3・4 号ー 読されたときに感情的に混乱して公判廷を去った被害者の尋問は、各関与者からの合意によって断念された。」 被告人自身が、起訴事実が示された形で事実であるということを述べた。さらなる証拠調べ、とりわけ、起訴状が朗 合刑を期待させた後で、被告人は、起訴事実は本質的に正しいことを彼の弁護人を通じて表明した。質問に基づいて、 「当刑事部が、公判審理における弁護人の相応する事前の質問に基づいて、自白がなされる場合に対する八年の併

内容を吟味し、その信用性を確信することなく、そのまま受け入れたという点に違反があること、このことは常に、 六七条一項二文)という、手続上および実体上の義務に違反したこと、LGは、 て確信を形成する義務(刑訴法二六一条)、他方で、判決理由中にその確信および確信の基礎を示す義務 上告人は、次のことを主張した。すなわち、LGは、 自白の取り扱いにあたって、一方で、自由な証拠評価に基づ 被告人の一括的な自白を、その真実 (刑訴法)

実とはいえない起訴事実を認めることが常にありえたという危険が顧慮されなければならないために、より一層必要 という想定に基づき、 LGは、被告人の自白を訴訟上の認容と同様に取り扱ったこと、 また、その場合にはより厳しく処罰されるという危惧から、 被告人が実際には事実でないか事 判決においては、

LGが自白

自白が刑事訴訟上の事前の合意に基づいてなされたときには、いずれにせよ防御を失敗する

ろう具体的な事情を挙げていないこと、である。 の信用性について確信したことは述べられていないこと、 同様に判決は、 LGがその確信をそこから獲得しえたであ

#### 〔判決理由

であること、本件で、

また本件でも要求され、

上告理由は、 十分なものではない。 断される

決理由において、「以下の事実は、被告人の自白に基づいて証明されたものとみなすことができる」という文とともに 刑訴法二六一条の規定は、 違反されていない。 L G は、 自白の正しさを確信していた。 被告人の犯行の描写は、

記載されている。 この表現を、起訴状において主張された事実は証明されたものではなく、単に事実がそうであった

する根拠はない。 だろうというように主張されたものにすぎない、というようにまで理解することはできない。 基礎になっていることは自明のことであり、そのことはここでも当てはまる。 一般的には、 担当の事実審裁判官の確信が判決理由において犯行事実として叙述されていることの そのような解釈に賛同

によって、自白の完全な内容を示した。この規定の要求にとっては、このことで十分である。(迄) 被告人の自白に基づいていると述べた。LGは、 『訴法二六七条一項二文に対する違反も存在しない。LGは、 起訴事実は申し立てられた形態で事実であるとする彼の陳述の再 判決理由において、 事実認定は公判審理でなされた

議 することによって、 の異議申立ては、 『申立ては、 上告人は、 事実問題であり、事実審裁判官の証拠評価を上告審裁判所が吟味する際に基準となる諸原則に従って判 自白は認定された事実経過にとっての十分な証明とはみなされえなかったであろうという見解を主張 手続に関するものではなく、 事実審裁判官の確信形成の領域における被告人の陳述の評価に対して異議を申し立てている。 公判審理の証明結果の評価に関するものである。 したがって、その異

分な証明とみなすことができた。そこには、 いかし同時に、 この異議申立ては十分ではない。 法的瑕疵はない LGは、被告人の自白を、 彼が起訴事実を行ったとするための十

基礎にすることを妨げる必要はない。 被告人が起訴事実を一括的にのみ認めていたということは、 自白の評価についても、 裁判官の自由な証拠評価の原則が妥当する。 裁判所が、自白に信用性を付与し、 事実認定の

の供述内容が欠如しているために、それだけで有罪判決をもたらす事実にとっての証明基礎を提供するものではない はなく、 得することができるか、あるいは獲得してはならないかは、原則として裁判所に対して命じることはできない。この ればならない。叙述したように、本件では確信していた。しかし、 事実審裁判所は、 合にも妥当する。たしかに、 限界に突き当たる。なぜなら、そのような意思表示は、たしかにそれ自体犯行の状況証拠でありうるが、 むしろ、事実を認めることなく、単に訴訟上の認容または単に形式的な妥協を含む意思表示に限られる場合 その内容的な特徴に基づいて、自白が起訴事実の証明にとって十分であるか否かということが問題になる場 被告人の自白をその有罪判決の拠り所にしようとするならば、その自白の正しさを確信していなけ 事実審裁判官の評価の自由は、被告人がたとえば起訴事実が正しいものと確認するので 裁判所がこの確信をいつ、いかなる事情の下で獲 事実上

被告人の知識にとって近づけないことは何も含んでいなかった。(26) に記載された犯行の描写に関連しており、それは、簡単な是認によって確認されうるためには具体的に十分であり、 言明の後に、 しかし、 本件では、 問いに対して、 事情は異なる。被告人は、 起訴事実が示された形で正しいということを陳述した。その陳述は、疑いなく、 起訴事実は「本質的に」正しいとするその弁護人のなお漠然とした

からである。

について吟味されなければならず、このために要求される証拠調べは、行われないままであってはならない(BGHSt 意は、このようになされた自白が、裁判所がその正しさを確信することなく有罪判決の基礎になるという結果に繋が ることは許されない。 信用できるものとすることを妨げる必要はなかった。もっとも、BGHがすでに強調したように、 被告人が、本件について特定の刑罰が彼に約束された後になって初めて自白したことは、 裁判所は、 依然として真実発見の要請を義務づけられており、 したがって自白は、 刑罰についての合 LGがその自白を その信用性

て基準となる観点の明確な検討が判決理由において欠如しているということから、 , 195=StV 1997, 583, 585)° そのような検討は、 しかし、要求される吟味が行われないままであったことを、 常に必要であるとは限らないからである。 それが要求されるのは、 ただちに結論づけることはできな 自白の信用 自白の正しさ

'の疑念を基礎づけるのにふさわしい事情が存在する場合のみである。

そのような事情は存在しなかった。 それだけではまだそのような事情ではない。たしかに、被告人は、自白することによって、 本件で約束された刑罰を顧慮してなされた自白が問題であったという単なる事

は、 より重い刑罰のおそれによって、ならびに勾留状の取消しの約束によって自白がなされた場合にもたらされうる。 実を認めた可能性がありうるという懸念へのより大きな契機が存在するというわけではない。むしろ、 において、たとえばすでに最初から、被告人が刑罰軽減のために本当は正しくないかまたはあまり正しくない起訴事 告をきまって期待するであろうと考えられ、それは、虚偽の自白を行うための刺激でもありうる。 く重要な付随事情によって決まるものである。自白の信用性についての疑念は、たとえば、そうでなければ実質的に くに自白内容、 を予期しなければならないかを言明していた場合にのみ妥当するというわけではない。したがって、そのような事 一般的に妥当するのであって、裁判所が、――本件のように――被告人に、自白をした後に彼がどの程度の刑罰 起訴事実の性質、自白がなされた方法、手続段階、証拠状態、 その他の、自白の評価にとっておそら 軽減された刑の官 しかし、このこと 個別事例、 ع

についての増加した疑念を根拠づける可能性があったという特殊性を提供するものではない。 かしながら本件は、 ――量刑上の利益を得るために虚偽の自白をする一般的な危険と比較して――自白の正しさ イニシアティヴは、

G刑事部に量刑を質問していた弁護人に由来した。LG刑事部は弁護人に望まれた回答をし、その際、 自白事件とし

ては ―それ自体で判断すると― ―重い刑を挙げていた。この経過においては、 被告人が刑の軽減を獲得するために

 $\equiv$ 

て明らかになる。(28)

本判決は、

なわち、 ころか、

たので彼が変わったと彼女は感じていること、および、できるだけ軽い刑罰を求めることを述べたという態度におい

起訴状の朗読の際には感情的に混乱して法廷を去ったが、被告人の自白の後には、自白するとは思わなかっ

自白の正しさについての確信を支えるのに適した事情が存在したのである。その事情は、

被害者の態度、す

したがって、自白の信用性に反対するような、検討を要する手がかりが欠如していたのであり、

前の合意において自白すれば、その信用性についての十分な吟味なしに事実認定がなされる可能性をも有し、その点 認めることにつながるのではないかとの指摘がなされている。本判決のような信用性判断が可能であるとすると、事 非常に簡単な理由で自白の信用性を認めている。そのため、後述のように、事実上、訴訟上の認容による事件処理を

事前の合意による自白の信用性について慎重な吟味を必要とした第四刑事部判決と矛盾するといえよう。

事前の合意は、

BGH第四刑事部判決とドイツ刑事訴訟法の基本原則

学説

——Weigend による判例分析を中心に

ドイツ刑事訴訟法の基本原則に反するとして議論され、とくに一九九○年の第五八回ドイツ法曹大(♡)

上の認容で十分であるとする処分主義は受け入れられないとしながら、

BGH第四刑事部判決を基礎にして自白の信用性判断を行ったものであるが、有罪判決のためには訴訟

自白の評価は裁判官の判断に委ねられるとし、

- 160

虚偽の自白をした可能性があるという懸念は浮かんでこない。判決理由におけるこの観点の検討は、必要なかったの

である。 27

決は、 処理が上級裁判所によって承認されることによって、事前の合意の関与者は、何ら禁止される違法な行為を行うもの 会における Schünemann の基調報告によって、様々な観点から批判されたが、(ヨǔ) ではないこととされるのだが、BGH第四刑事部が下したリーディング・ケースの功績もまた、この点にあるとす 、事前の合意が一般的に不許容とされるわけではないとした。Landau/Eschelbach は、このような「非公式的な」 前述のように、BGH第四刑事部 がの判

法一五三条aから明らかになるとし、 BGH第四刑事部は、 本判決によれば、このことは、 これまでの実務に対する正当な批判を考慮に入れ、事前の合意の許容性を刑事訴訟法に整合す 被疑者および検察官の同意がある場合に賦課付きの手続打ち切りを可能とする刑訴 その限りで、ある種の合意は立法者によって許容されているとする。その上で、

る<sub>31</sub>

ま判決の基礎にしてはならず、自白の信用性を吟味し、必要な場合には、 真実探求の原則は、保持されなければならない。したがって、裁判所は、合意の枠内でなされた自白をそのま 他の証拠を調べなければならない

る形で限界づけようとしたのである。その限界は、Roxin のまとめによれば、

概ね以下のとおりである。

- 2 る。 ての権限がないので許されない。 自己負罪拒否の原則および刑訴法一三六条aは、 しかし、 自白がある場合に刑の軽減を期待させることは、 自白に対して、 刑の執行における釈放を期待させることは、 合意の場合にも保持されなければならない。 一般的な量刑の諸原則によって合法的であるので許され 裁判所にはそのような利益の実現につ たしかに、 裁判
- 3 とどめられなければならない。 公開の原則は 遵守されなければならない。 しかしこれによって、公判前あるいは公判外での関与者の事前の話し合いは、 したがって、合意は公判においてなされなければならず、 記録に 排

除されるわけではない。

- 4 限を決めることはできる。そうでなければ、 理の本質」(刑訴法二六一条)から汲み取ることができないからである。それに対して、裁判所は、 束をすることは許容されない。なぜなら、そのような判決の先取りをするならば、裁判所はその判断をもはや「審 直接主義は、違反されてはならない。したがって、裁判所は科されるべき刑罰の重さについて拘束力のある約 被告人が事前の合意からおよそ利益を受けられないからである。 刑の上
- (5) 刑 はなく手続戦略的な理由から緩和された判決を得るために自白がなされた場合にもそうである。 5の軽減によって自白を手に入れることはできない。自白は、 責任主義は、尊重されなければならない。したがって、裁判所は、責任に相応する刑罰をかなり下回るような それによっても犯行を認め、 法的平穏という訴訟目的に寄与しているからである。 たしかに刑の軽減事由であり、 分別や悔悟からで なぜなら
- 6 このことは、甘受しうる妥協であると考えられる。なぜなら、そのような事例では、被告人は、 義を顧慮して、合意された刑の上限を例外的に超えることが可能でなければならない。しかし、その場合、 えば、犯行が軽罪ではなく重罪であると思われる場合あるいは被告人の重大な前科が明らかになる場合)、責任主 刑の上限に拘束される。 所は、被告人に公判で新たな事情を説明してこの可能性に言及しなければならない(刑訴法二六五条一項、二項)。 公正な手続の原則は、 常に遵守されなければならない。その際、裁判所は、 もっとも、 裁判所は、責任を重くするような重大な事情が後に明らかになる場合 通常、裁判所によって決められた 責任を重くする
- 7 とを望んではならない。 右されないし、 裁判所は、 合意において、 結び付けられてはならないからである。被告人も、彼が判決を知る前に上訴申立てを断念するこ 被告人の上訴放棄を約束させてはならない。なぜなら、 上訴権は、 刑罰の重さに左

事情を初めから知っていたし、沈黙することによって正当化されない利益を得ようとしたからである。

る<sub>34</sub>

#### 1 判例の概観

Weigend によるBGH判例の分析

Weigend は、最近の論文の中で、 事前の合意について、まず、これまでのBGH各刑事部の判例を分析し、さらに、

今後解決されるべき問題を整理している。 形態を扱わなければならなかったということ、各刑事部は、個々の問題を解決する試みにおいて、「事前の合意手続 事前の合意に関するこれまでのBGHの諸判決は、Weigend によれば、以下のことを示したものとされる。 BGHは、 まったく異なる法的な基本問題を提起した多数の――圧倒的にどちらかといえば非典型的な 事例

めの余地を十分に残しておくという、 実務は、 うような、 成されている にせよ、第四刑事部の観点からは、 の実務のためには硬直した規則というよりも、 意に関して許容される内容および存続し続ける裁判所の解明義務の程度が、より詳しく述べられ、それによって、 ング・ケースであり、 の事前の合意において生じうる新種の状況に適用したということ、これまでの努力の頂点は、 にとってのいくつかの本質的な諸原則を樹立したか、 一方で重大な濫用を排除し いくつかの実際上重要な諸問題は、 ということに導いており、 本判決によって、 事前の合意は拘束力をもってなされうるので、 (ないしは、 BGHによる設定とともに存続することができるであろう、ということであ 手続当事者の関与権および聴取権、 後述のように、たとえば、 どちらかといえば柔軟な規則が提示されたこと、その設定は、 判例の今日の状態によっても解決されないままであるにもかかわらず、 上訴によって反駁可能にする)、他方で手続結果の非公式的協議のた または、より厳密に言えば、現存の手続原則を、 失敗した事前の合意の適切な「巻き戻し」とい 公開性の保持、 一定程度の信頼性と手続保障が達 判決についての事前の合 第四刑事部のリーディ 判決について いずれ

全関与者の関与による事前の合意

点を含め、事前の合意に関するBGH各刑事部の判例を現行刑事訴訟法との関連で以下のように分析している。

きにはじめて、存在すべきものとされている(BGHSt 38, 102; BGH, NJW 2000, 965; BGHSt 42, 46)。事前の合意 間的協議」において、宣告されるべき刑の上限に関する仮定的な決定に至り、かつ、この決定を告知しようとすると 取を要するとする「信頼構成要件」(Vertrauenstatbestand)は、比較的遅くなってはじめて、すなわち、裁判所が「中 あるとされている。 すべての当事者の関与という第一の点については、少なくとも、第二刑事部および第五刑事部の見解によれば、 自白事件において量刑をさしあたり弁護側にのみ説明することが許容されており、さらにそれが合目的的で 他の手続関与者(具体的には、たいていの場合検察官、ときには被告人自身)に対する告知と聴

が問題になるだけである。(36. なものとなるであろう。そこでは、もはや共同決定が問題ではなく、せいぜいのところ、(上訴の提起による)拒否権 しているので)、検察官(および他の考えられる手続関与者、たとえば私人訴追者)の参加は、 が行われるこの段階において、決定的なことがすでに行われているので(すなわち、裁判所と弁護側とがまさに合意 しばしば 単に形式的

3 自己負罪拒否の原則および供述の自由

第二の点、すなわち、自己負罪拒否の原則および刑訴法一三六条aによって設定される限界の維持に関しては、

4 の正当性を危うくするものである。(37) さえ言われなければならないであろう。しかし、被告人が事前の合意の下に服すること 益の約束」は存在せず、かつまた、被告人の意思決定の自由に対するいかなる不適切な侵害も存在しない、というこ 白に対する反対給付としての(場合によって非常に大幅な)刑の軽減の確保という点に、「法律上予定されていない利 の問題は、 事前の合意と公開の原則 せいぜいのところ、 しかし、 刑の軽減の提案と刑の加重の威嚇との境目はきわめて狭く、 形式的に解決されているにすぎず、この問題は、 一個のメダルの両面の問題であると 実質的には、 (同時に彼の自白) 事前の合意実務すべて の任意性

前の合意のアキレス腱であり、

同時に重要な機能要件は、

次の点にある。

すなわち、

判例の一

般的見解によれば、

自

第三の点である、合意手続についても公開するという、とりわけ第四刑事部によって強調された要請は、

ないのであり、

を明らかにしたといえる。すなわち、

には阻止されえない。 ニケーションの手段が存在していることからすると、 アの公開にさらすには、あまりに微妙なものであるという見方においてであるが。さらに、多数の目立たないコミュ 誰もそこまで徹底しようとはしない。 第三刑事部もまた、それが回避不可能であることを受け入れており、 たしかに、 刑事手続上の取引の対象と形式は、 厳格な公開規定によっても、 当事者間 しばしば、そのすべてをメディ したがって、 0 「私的な」接触は有効 裁判所と手

したがって、裁判所構成法一六九条一文の規定に服する、ということを認めることである。

手続関与者の下での「合意」は、

通常、

公判手続の一部と解されなければなら

次のこと

しかし、

示している)、それだけますます、 体に関するこのような非公式の会話が広範に許されればされるほど(この点で、それぞれの刑事部は異なる寛容さを 続関与者との間の公判外における接触を端的に禁じようとはしていない (BGHSt 37, 298)。 公開の公判における合意の「終結」(あるいはその告知) は しかしながら 単なる儀式の性格を 手続の客

う。(38)法および裁判所構成法の理念に相応したような、公開の手続における訴訟対象の処理からはほど遠いものといえよ法および裁判所構成法の理念に相応したような、公開の手続における訴訟対象の処理からはほど遠いものといえよ 情について、 個別的にすでに合意された事柄のみなのである。その場合であってももちろん、 公衆ができるだけ完全に情報を与えられるならば、それは、歓迎すべきことである。しかし、 突然の手続終結に至った背景事 刑事訴訟

強く持つことになる。その儀式によって行われるのは、その前にあらかじめ閉じられた扉の背後で、

あるい

電話

第13巻 3・4 号一

5

事前の合意の法的拘束力

能な法的義務(たとえば、 各関与者はそれぞれ、 的見解によれば、 事前の合意の「正当性」が法的一貫性を有するのは、まず、 訴訟上重要な事前の合意について議論するとき、そもそも何を意味しているかという問題も、 事前の合意は、 約束された行動を事実上もとる、という意味で、事実上の拘束を示している。 裁判所にとっては、「予定された」刑罰を超えない義務)は、 関与する法律家たちの長期にわたる相互依存に基づいて予定されうるものであり、 関与した裁判官が合意と結び付いた(仮定的な)一定 存在しないであろう 未解決である。一般 しかし、実現可

要件を創り出す、 白をすれば一定の刑罰を科す、あるいは、 BGHは の刑量に拘束されるという理由ではなく、 「調整」されなければならない。しかし、この点における約束の拘束性は、 その点に、 当初から、 公正な手続に対する違反が存在することになり、その違反は、 ということを認めてきた。すなわち、被告人が自白をしたにもかかわらず、この約束が守られない 被告人自身またはその弁護人に裁判所 いずれにせよ一定の刑罰を超えないという約束が被告人に対する信頼構成 偏頗の懸念を理由として忌避されえたという場合に限ってである。さらに (場合によっては、 基になっている事前の合意の訴訟上 本来科せられるはずの刑の軽減によ 裁判長のみ)が与える拘束的な、

の重要性に依拠しているわけではない。裁判所が、法的理由から遵守できないような約束を(この約束の無効が被告

拘束力のある事前の合意と拘束力のない事前の合意との厳密な区別は、

被告人にとって両刃の剣であるということ

なる。

に事前の合意の外観から生ずるのであって、その有効性からではない。 人に認識不可能なままに)した場合、被告人の信頼は保護されるべきであり、 言い換えれば、 信頼構成要件は、

すで

における裁判所の 訴により、 の軽減によって調整されなければならなかった。そうすると、被告人は「合法的な」事前の合意から、 よっても、 によれば、 う。この重要性が具体的にどの点に存するとされるのかは、もちろん、必ずしも明らかではない。さらに第四刑事部 な意義を有するに過ぎないとされてきた区別に、 と表明したが、このことは、合法的な合意と違法な合意との、これまでは 判決において 事前の合意に法的拘束力がないという、これまで疑われることのなかったテーゼを、 裁判所は 彼に対して科せられた重い刑をもともと約束していた刑によって置き換えることを可能にするという意味 裁判所は、 突然に放棄した。 「特殊なパフォーマンス」より以上のものを導き出すことができるのかどうかが、 公正な手続の違反という犠牲の下にのみ、それを行うことが許されていたが、その違反は、 公正な手続の原則により、 本刑事部は、 裁判所は全当事者の関与の下に公然と行われた「合意に拘束される」 以前に行った意思表示から離れることは許されない。 法的重要性を付与するという目的を追求するものであったといえよ (裁判官の忌避の問題についての) 第四刑事部は、 興味深い 以前 一九九七年の 被告人が、 0 )判例に 周辺的 問題に 刑

場合、 ર્ય いての立証責任は、 に依拠することはできない。すでにこれまで、裁判所 見過ごされてはならない。すなわち、 ひょっとすると、主張された内容についての約束が彼に対してなされたということのみならず、第四刑事部に 例外なくすべて被告人に負わされていた。今や、 被告人は、 合法的な事前の合意に依拠することができ、 (または検察) 被告人が事前の合意の内容に依拠しようとする が一定の利益を被告人に約束していたことにつ 違法な事前の合意

第13巻 3・4 号 ---- 168 事前の合意というグレー・ゾーンが新たに生ずることになるだろう。そこでは、 それどころか、そのような事例で、主張された内容が公判記録に記録されることを被告人が達成した場合にのみ、 よって設定された有効性要件のもとでそれが行われたということも証明しなければならないであろう。 続法の侵害を理由として上訴を許容するという傾向にあるように思われる。これによって、たしかに、「非公式的な」 何らかの「反対給付」に対する被告人の請求を有効にしえないままで、 事前給付として自白をしなければな 記録されていない確約を信頼する被 第四刑事部は 手

### $\widehat{\underline{6}}$ らないのである。 職権探知主義および自由な証拠評価 四の原則

この方法で少なくとも事案解明の端緒を公判のために留保するという第四刑事部の試みは、たしかに賞賛に値するが て公判外ですでに特定の刑量が れた自白は ている。 的としている。 両原理を空洞化し、 ばならないのであって、 よび刑訴法二六一条の核心を尊重することが問題なのである。 取り決めは、 んずるという第二刑事部の傾向に対して、 事前の合意実務についてとくに批判される点は、 第四刑事部は、 どの程度「余地を残して」おかなければならないかという問題である。 公判において慎重に吟味しなければならないことを強調している。 事前の合意のこの目標方向を黙認し、公判にとっては事前になされた合意の単なる形式的な承認に甘 証拠調べによる真実究明という形式張った方法以外の方法で、 公判外でなされた合意に依拠してはならないのである。原則的に、事前の合意はまさにこの そのために二つの手段を設置している。 (被告人の自白によることを条件として)決定されるような事前の合意を禁じている。 第四刑事部は、 公判審理についての(ないし公判審理のために) 公判について固有の機能の最低限度を保持しようと努力し それらによれば、 一方で、 第四刑事部は、 他方で、 判決は、 訴訟対象を「処分する」ことを目 言い換えれば、 第四刑事部は、 事前の合意に基づいてなさ 公判の本質に依拠しなけれ 事前になされる 職権探知主義お それを通じ

しなければならない。 間 明 が述べられなければならないだろう。 の試みもまた、 めなければならない。 後方へ留保しておかなければならない、ということを述べる場合に、 第四刑事部が、 0) いて科せられる刑はこの刑の重さ」(合意した「上限」)に達しなければならないことがあるだろう、ということを認 -所が前述の最低限度以上に自白の信用性についての吟味のために消費することを、 話し合いの本質的な対象、 百な回 .上演されうるというほど僅かしか、公判にとっては必要な本質が残っていないのである。 そうでなければ、 『避可能性に照らすとそれほど見込みのあるものではない。 非公式的な事前の合意による実質的に完全な強奪の前には公判を救済することはできないとい 裁判所は公判審理の前に刑の上限を決めることはできるが、刑量については、この手続段階におい 簡略化された事件処理のための努力の結果をぶち壊すにちがいないであろうからである。 したがってまた、その限りで、 および、 いわばその手続に関与する法律家たちの主たる「欲望の客体」であるので、 ドイツ刑事訴訟法の将来の構造について熟考するとき、この分析結果から出発 すべての手続関与者の一致した意思を前提として、 すなわち、被告人の自白は、 本刑事部は、 同時に、「しばしば、 ほとんど期待することはできな 結局、 事前の合意について 第四刑事部の救済 後に判決にお 公判は数分

## (7) 事前の合意と上訴放棄

2691)。それに対して、 ることになる との関係である。 心が存在する。 すなわち、 この問題においては、 -が合法的には行われなかった場合にも、 第四刑事部は、すでに公判終結前の上訴放棄の「合意」を排除し、さらにその後、 第二刑事部は 各刑事部間で、 原則的に、 事前の合意 非常に異なった方向を主張する、 上訴放棄を有効であるとみなしていた 上訴放棄は事前の合意の即時の有効性を保全す 相対的に未解決の意見の相 (BGH, NJW 1997, 第四刑事部

BGHを近年何度も煩わせた特別な問題は、(これらの事例ではたいてい失敗した) 事前の合意と被告人の上訴放

第13巻 3・4 号一 - 170 よって、 則」を事実審裁判所の実務において効果的に実行する断固たる態度を示している(BGH, NStZ 2000, 96)。 うるのかにも関わる。 件の下で、通説によれば議論の余地のない被告人による訴訟上の意思表示「上訴の放棄」が再び無かったものとされ に関わるのみならず、 の最近の判決は、 「この規則に対する違反を制裁している(BGH, NStZ 2000, 96)。この争いは、 上訴放棄があらかじめ「約束され」たか「要求され」たことを理由として無効であるとすることに 他方、 同じくらい大きく、 第四刑事部は、BGHSt 43, 195 において同刑事部によって設定された「事前の合意の規 いまだに解明されていない問題、すなわち、どの程度、 公正な事前の合意手続の本質 また、 l, かなる要

8 事前の合意の不履行

反対給付(たとえば、 た)意見の相違に起因し、 事例において、どのように手続されるべきかという一般的問題の一領域である。そのような落胆は、一方では、 上訴の放棄の問題は 事前の合意の範囲において合意された自白をすでに行い、したがって彼の事前給付を提出し、今や合意された 一定の軽い制裁、 事前の合意がたしかに行われたが、 他方では、関与者の一人に生じた心変わりにも起因する。この事例形態は、 さらに係属する刑事手続の打ち切り、 関与者が期待していたようには実行されなかったという 開放的刑事執行への収容)をめぐって 被告人がきま (隠れ

衝突しているとわかったという理由で、

とくに問題となる。

使用しえないとみなすことによって、被告人に自白の「撤回を許す」ことにある。この選択を、 結び付けて、 た手続の打ち切りであろう。この解決を、BGHは、たしかに、「失敗した手続」の他の事例形態におけるその判例と を通じて取り返せないほど均衡が妨害されたことによって、公正な手続はもはや不可能であるということを理由とし そのような手続状況においては、より多くの対応が考えられる。もっともラディカルな解決は、 初めから拒否した (BGHSt 37, 10)。 第二の考えられる可能性は、 裁判所が自白をさらなる手続のために あるLG刑事部 撤回しえない自白

ンマにおいて、

自白を使用しないという解決は、

同じことは、

本来、

裁判所(または検察)が、事情の変化がないにもかかわらず、一度有効になされた約束を破ろ

なお、よりよい解決であるといえるであろう。

隠れた意見の相違の事例において実行し、 二刑事部は、 落胆するような見込みに基づいてなされた自白を使用しえないとみなすことを現行法は許容していない 第五刑事部は、 このことを承認した (BGHSt 42, 191)。それに対して、

ということを強調した (BGHSt 38, 102)。 BGHの関連した諸判決をより詳しく観察すると、 最初から (隠れた) 意見の相違がある事例形態と後に心変わり

自由を侵害されずに公判で行った自白の「忘却」を本来は除外する)解明義務との間の、もともと解決しえないジレ に基づいて)まず上訴を放棄していた被告人のために原状回復することである。手続の公正さと(被告人が彼の意思 えていない。考慮されるのは、上述のように、自白を証拠使用しないこと、また、(その他の結果についての彼の錯誤 な意見の相違が実際に存在している場合に裁判所がどのように手続を進めるかを、BGHの各刑事部は統 そのことについて上訴裁判所を説得することができない場合、異議を申し立てられた判決は存続し続ける。 実際に彼によって主張された形でなされたことについての立証責任が負わされることによって「解決され」、被告人が がある事例形態は、 異なって扱われることが示されている。最初の事例形態は、たいてい、 被告人に、 事前の合意が 的には答 そのよう

決定した (BGHSt 36, 210; 37, 10)。このことは、 にふさわしいのは、 うと決意する、「破られた約束」の事例形態にも妥当する。 明らかなフェア・トライアル原則違反に対する補償として刑の軽減以外にはない、ということを 第四刑事部が、 しかし、 この状況について、 形式的および内容的に有効な事前の合意への裁判 判例はすでに以前に、 被告人

所の 尊重される事前の合意の後に裁判所が「より良い認識」を引き合いに出すことは、 「拘束」を決定した後に、 今後も妥当するのか否かは、 たしかに不明確である。 まったく不可能となるかもしれな ひょっとすると、 今や、 訴訟上

立たせるであろう、ということが予測できる。 い。いずれにせよ、失敗した事前の合意という込み入った事例は、将来においてもなおBGHを重大な諸問題の前に

) Weige

(三) 課題と展望

公正な法治国家的刑事手続の三つの放棄しえない基準を挙げている。第一に、真実の事案を調査することについての かは、すでに一九八七年に連邦憲法裁判所の決定によって明らかになっているとする。前述のように、この決定は、 の合意実務についてのいくつかの原則的な諸問題は、 Weigend は、事前の合意に関するBGH判例の、最初の十年間での一見すると満足な結果にもかかわらず、事前 未解決のままであるとする。これらの諸問題がどこに存在する

が自白を促されることを排除する。第三に、責任に応じた刑罰の原則であり、それは、「自白に条件づけられた刑の軽 き出した。第二に、被告人の自律であり、それは、法律上予定されていない利益の約束あるいは欺罔によって被告人 と考えなければならないであろう場合は、彼は被告人の自白で十分であるとすることは許されない、ということを導 裁判所の義務であり、そこから、本決定は、真実探求という目的からみて、裁判官がさらなる証拠調べへと促される

減」によっても、無効にされてはならないのである。(4)

り、 と指摘する。その内容は、以下のとおりである。(4) これらについては、これまでのBGHの努力もまた、 連邦憲法裁判所のこの決定によって同時に、 実際に満足できる解決を克明に提示することはできなかっ 事前の合意実務のもつ三つの弱点が明確に示されてお

1 合理的な量刑に関する事実上の前提を含んでいる事案を完全に調査する裁判所の義務に対して、「当然の」矛盾 合意による手続処理への努力は、できるだけ広範に及ぶ簡略化を目指しているので、判決についての事前の合 2

この解決は、

それが共同への被告人の自由意思の疑わしさという同様にこれまで未解決の問題を負わされるこ

けの証拠調べを実施しなければならないというだけのことになるであろう。(45) された(かつ、 た自白は、 ばならないか、 所が熟視された証拠資料によって確認することができることを自白するということが、考慮に入れられるべきであろ 実際に解決されることさえできないだろう。なぜなら、事前の合意の事例では、被告人は、彼の陳述をまさしく予定 公判で提起されるべき別の証拠によって「確認」されなければならない、ということが規定されることによっても、 定するのではなく、逆に、(事前に合意された)判決の内容によって、被告人(またはその弁護人)が法廷で提供する るのとまさに同じ程度明らかにされるのである。これによって、公判で認定される「実体的真実」が判決の内容を決 言い換えれば、 自白の内容は、 られていない。 状態を引き起こす。 「真実」の範囲は限定される。このジレンマは、たとえば、被告人の「裸の」自白は有罪判決に対して十分ではなく 裁判所にその判決のための不可欠の事実的基礎を提供することになる。自白がどれほど詳細で包括的でなけれ それによって、被告人は、いわば、 その自白の個別的な脆弱性とは別に、不可欠の事案解明を提供することにはあまり適さない。 このことによって、 彼によってたしかにたいていは陳述の結果において予見しうる)証拠調べに同調させ、まさに、 被告人は、 予定された制裁決定と必然的に結び付いており、すなわち、 しかし、 同時に、 この対立の解決は、 自白がその手続上の機能を充足しているかは、 結局、この問題はまったく決定的なものではない。すなわち、 関連する事案について、(上限の範囲内で)決定された刑罰を正当化するために不可欠であ 補充された証拠調べをする義務は、 たいていは、 裁判所の解明義務を、自白を行うことによって片付けることになり、 被告人が公判で「信用性のある」自白をすることにあるように 裁判所にとって、 BGHの各刑事部によって、統一的には答え 自白の目的から命ぜられるからである。 事前の合意によって決意され しばしば時間を消費するだ なぜなら

とがなければ、魅力的であるだろう。その限りで、あらゆる事前の合意システムの難点は、被告人にとって、

そこから必然的に、

被告人が事前の合

責任と刑罰の言明、

ならびに、それと

なる。 れた自白は、 たは他の手続関与者)の言及は、被告人が彼に要求される共同を拒否する事例については、より重い刑罰への威嚇に 意に関与するか否か次第で、被告人に異なった重さの刑罰が科せられるような、 とはいえ、(普通行われている制裁実務についての)その種の「知識の意思表示」を書面にし、 しかし、それによって、不可避的に存在し、随意に広く開くことになる「制裁のはさみ」についての裁判所 刑訴法一三六条aに鑑みて、 任意性のあるものとして使用可能とみなされうる。(4) 記述された刑量の相違が量刑法上支持しえ、同時に合法であるときには 量刑の二分システムが生ずることに そのもとでなさ

3 しかし、このこともまた、とくに、連邦憲法裁判所によってこのこととの関連で非常に強調された刑罰 この責任

問題があるように思われる。なぜなら、

たしかに、事前の合意への被告

相応性という観点を真剣に捉える場合には、

場合によって、

ず、この態度の行為責任関連性を、これまで納得できるようには理由づけることはできていない。「疑わしきは被告人 非常にもろいものである。 の利益に」の原則によって仮定される後悔の動機づけに対する軽減された特別予防的な刑罰要求への橋渡しもまた、 後の態度」が問題であるということは認めざるをえないからである。おまけにBGHは、あらゆる努力にもかかわら 人の関与とそこから生じる自白においては、 結局、 刑量の相違の正当化としては、 刑法四六条二項において潜在的な量刑要素として言及されている「犯行 自白した被告人は、 協力的でない者よりも手続簡略

化に寄与したという――争いのない――事情のみが存続する。しかし、このことは、事前の合意を拒否した者に対し

うこと以外のことを意味するものではない。もっとも、 て相対的により重い刑罰を、 その者が彼の手続上の諸権利を全面的に使用したということによって正当化する、 このことが、責任主義および自己負罪拒否原則とも一致させ

与することを望むしかない。(47) は、 による」手続の原則上の諸問題を見失うのではなく、法律の「取引人」に少なくとも良心の咎めが残されるように寄 叙述した調査結果に照らして、おそらく、上告裁判所にとって唯一可能な反応であった。もっとも、 実務を引き起こしたのではなく、この実務から(法治国家的に)最も良いものを作ろうと試みたのである。このこと られうるかは、 外見上非常に円滑に機能している事前の合意実務のこの破損箇所は、 この間に固定的に確立された事前の合意実務はラディカルな対策によってももはや排除されえないというすでに 非常に疑わしいと考えなければならない。 長い間周知のことであった。 BGHが、「合意 BGHは、

いて、 以上のような判例分析とそこから導き出される問題点に基づき、Weigend は、ドイツ刑事訴訟の今後の展望につ 以下のように述べている。

1 合意による処理のための特別な手続規定を立案しようとする試みを有する第四刑事部と異なって――アメリカの BGH第二刑事部がその判断のために提供している判決理由が満足のいくものでないとしても、 第二刑事部

有罪答弁モデルに従った解決を目指すならば、それは結果として法政策的に正当な解決ではなかったのかという問題

は、 すなわち、ドイツ刑事訴訟法の基礎になっている訴訟システムへの事前の合意の組み入れを企てることによって、「取 両解決のうちより公正な解決であることは、認めざるをえない。たしかに、 依然として残る。 第二刑事部によって承認された、 被告人の純然たる妥協を伴う有罪判決というヴァリアンテは 第四刑事部のように、 解決不可能な問題

引」という訴訟上の転換を困難にすることができる。この点で、たとえば次のような要求を提起することができるだ

ろう。被告人が包括的な自白

(悔悟を含む)を自身で表現し、法廷で表明しなければならないこと、

および・または、

である。

裁判所は、 被告人の陳述を確認するために、少なくとも別の証拠方法を調べなければならないこと、

第13巻 3・4 号―

- すべてのそのような形式的な障害は、今日すでに、たとえば、あらかじめ言明される上訴放棄の禁止のよう

この道を塞ぐことはできないであろう。(&)

複雑ではない)一つの道を見出していくのである。なお非常にペダンチックな裁判所または立法者も、

長く効果的に

致している場合には、そこでは、全体の努力において、(無条件に法律に合致しているわけではないが、いずれにせよ

2

事前の合意実務を、

このための諸提案は、なくはない。すなわち、多くの提案は、略式手続の基本理念を拠り所にしている。他の提案は、

法」を創設する時期ではないかということである。この事実によれば、そのような手続規定は、一種の処分主義に基

い事件に対する訴訟規定の二分化を公式的にも承認し、事前の合意実務を法定化するために必要な「二つの刑事訴訟

づかなければならないだろう。もっとも、それは、手続結果の決定への裁判所の際立った関与を伴うものではある。

本気では計算に入れられないのである。

論的な疑念とは無関係に、

(軽減された処罰という)

(3) さらに一層切迫して設定される問題は、今こそ、実際にはすでに達せられている、

争いのある事件と争いのな

の合意に依存していたので、より十分な吟味に基づいても、外側からの圧力に基づいても、それをやめさせることは

放棄するつもりはない。さらに、ドイツの裁判所実務および弁護人実務は、この間 以前からずっと一般的に導入された試験済みの餌でありかつ圧力を、実務は、

あらゆる理

は、錯覚であるといえよう。「取引」のための侵入口は、軽減された処罰による自白の真価を認めることである。この

最上級裁判所または立法者の力業によってふたたび「廃止する」ことができるということ

に、そのことの決意をした手続関与者全員によって、苦労なしに取り去られることになろう。目的に対して意見が一

法律上定められた刑罰軽減を伴った有罪答弁に賛成の意を唱える。 書類の状態に基づく決定もまた考えられるだろう。 イタリアのモデルのように、 被告人の同意の上で

ば適法な「灰色の市場」に対して、優先されるべきである。もっとも、(常に被告人の共同に応じた刑量の ように、  $\widehat{4}$ 給付と反対給付のあらゆる形態の拘束力ある調整は、 調整の産物が、常に、 上級裁判所による承認に関しての不確かさを負わされているという、 もとより第四刑事部判決と第二 一刑事部判決が示している 現に存在する半 細分化と結

ことなしで済ませ、 ような手続モデルが、 大部分の刑事事件については、これらの理念に別れを告げることを意味するであろう。それらの理念に別れを告げる のものであるといえるかもしれない。しかし、第二刑事部判決が促しているような、「第二の刑事訴訟法」の承認は、 る地位からの手続結果の独立性である。手続の現実とはもはや何の関係もないこれらすべての理念は、どのみち過去 の「実体的真実」理念への志向、 び付く)有罪答弁モデルに賛同する者は、彼がその際失う事柄をも知っていなければならない。すなわち、 調整的要素としての被告人の(現実にはたいていは擬制による)合理的な自己決定にのみ賭ける なお、 公正さという最低限の要求を満たすか否か、 刑量と行為責任との厳格な均衡性、ならびに、手続関与者のうち相対的に権力のあ それが決定的な問題である。 判決発見

几

検討

日本の刑事手続との関連

紹介してきた。 づく自白の信用性判断に関する第二刑事部判決、それに対する Weigend による分析ならびに解決されるべき問題を 日本の刑事手続との関連で、とくに以下の点を指摘しておきたい。

以上、ドイツ刑事訴訟における事前の合意に関して、これをルール化する第四刑事部判決および事前の合意に基

事前の合意のルールを創設した第四刑事部判決は、 司法の負担軽減という観点のみならず、 被告人の自己決定によ

五三条aおよび事前の合意は、 軽微事件についてよりも、 事案が複雑でその解明のために司法の負担が過大

る事件処理という観点が重視されていると考えられる。第四刑事部は、まず刑訴法一五三条aとの関連性を指摘して

第13巻 3・4 号---178 な事件について、 司法の負担軽減を目的とするものではあるが、第四刑事部が指摘するように、

被疑者・被告人の自己決定 一五三条aも事前の

合意も、 被疑者・被告人の同意を要件とする事件処理という点で本質的には同様であり、

に基づく簡略化された事件処理を可能にするものである。(52)

刑訴法一五三条aという法規定による事件処理と異なり、

事前の合意は、

実務によって形成されてきたも

しかし、

れたとはいえ、Weigend の指摘するように、それは、現行法上様々な点で貫徹しえず、非常に多くの問題を残してい のであり、 現行刑事訴訟法との整合性が問題となるのである。 第四刑事部判決によって事前の合意のルールが創設さ

るといえる。それをさらに推し進めるとすれば、自白事件と否認事件について手続を二分化し、自白事件につき、実 体的真実モデルから事件解決モデルへの転換、すなわち、自白モデルから処分表明モデル (有罪答弁モデル) への転 示唆に

換が求められていくものと考えられる。このことは、 日本の刑事手続における同様の問題を考察するうえで、

富むものであるといえよう。

成立するためには、被告人の合意への関与が条件とされているのである。従来の事前の合意実務において、 第四刑事部判決では、 全手続関与者の関与権が保障されなければならないとしている。すなわち、

告人が関与することなく弁護人のみの関与によって事前の合意がなされてきたことからすると、事件処理への被告人 しに事前の合意がなされた場合は、そのことが上訴理由になりうると考えられる。 の関与権が保障されたことは、被告人の自己決定権が重視されていることを示したものといえよう。被告人の関与な

合意違反があった場合について、事前の合意には事実上の拘束力があり、これまでに、裁判所による合意違反を公

についても

とは、 拘束力があると明言された。すなわち、 正な手続違反に対する補償として、 告人の自己決定権が強化されたものと理解することも可能であろう。 って被告人の自由な意思決定を確保し、その上で被告人が関与した合意に法的拘束力を持たせたという意味では、 ないが、 る被告人の権利性が認められたといえる。ドイツ現行刑事訴訟法上、裁判所の事案解明義務は果たされなければなら 公正な手続原則に違反し、許されないとされた。より重い刑の威嚇および上訴放棄の約束を禁止することによ 判決に影響を及ぼしうるような重要な事情変更がないにもかかわらず、裁判所が事前の合意を履行しないこ 刑を軽減した判例があるが、 事前の合意への関与権とともに、 第四刑事部判決により、 事前の合意の結果が履行されることに対す 初めて事前の合意には法的 被

より重い刑の威嚇とは、たしかにメダルの両面であるともいえ、これについては量刑問題についての検討を要する。 (8) 報を十分に獲得でき、 な手段を採るとどのような利益・不利益をどの程度受けるのかが明確かつオープンにされ、 威嚇が排除されることになろう。 しかし、これらが明確にルール化され、オープンにされるならば、 なる。Weigend の指摘するように、この問題は、 せることはそれにあたらない、と述べている。 づく自白には証拠能力がないと規定されているが、第四刑事部判決は、自白事件について裁判所が刑の軽減を期待さ 自白の証拠能力について、ドイツでは、 意思決定の自由が十分に保障されるシステムが確立されるとすれば、 個々の事例では場合によって、 弁護人の援助を十分に得られるようなシステムが不可欠になるのである。 被疑者・被告人が採るべき手段を選択することができるとするためには、 その証拠能力を認めることが可能となるであろう。このことは、 刑訴法一三六条aにおいて「法律上予定されていない利益の約束」に基 同様に、 形式的に解決されているにすぎないともいえる。 日本においても、 事件処理に協力しない場合のより重い刑罰という 利益の約束による自白の証拠能力が問題と 刑の軽減などの利益獲得を目的とした自白 被疑者・被告人がその情 黙秘権が真に保障さ 刑の軽減の提案と 処分表

明モデルを導入する場合においても、その処分表明の有効性判断について妥当する。

日本の捜査・公判の現状では、

几 補強法則がないドイツ刑事訴訟法の特有の問題とも言えるが、補強法則があったとしても、前述の Weigend の指摘に 信用性を認めたからである。この点については、 断は極めて形式的なもので、自白の正しさへの疑念を基礎づけるのにふさわしい事情が存在しなかったとして、その 慎重でなければならないのであるが、とくにこの点で、補強法則のないドイツ刑事訴訟法において、 自白事件といっても、 価なき刑罰ではなく、 非常に大きな問題を残したといえる。というのは、 ドイツ刑事訴訟における基本原理である実体的真実主義ならびに裁判官の事案解明義務につき、 補強法則の運用のあり方にも拠るであろう。 証拠評価のない刑罰というのはありえないのである。 事前の合意の場合には、 自白の信用性の評価による事実認定を行った上での刑罰という前提を堅持しようとしている。 真に自白事件なのかどうかが問題であり、 被告人が、予定されている補強証拠に合わせた自白をするという危惧も生じう 自白のみによる事実認定の危うさを認識しておかなければならない。 自白のみで有罪認定をしたにもかかわらず、 したがって、 真の自白ないし真の処分表明が可能なシステムが不 自白の信用性について吟味する際には 第二刑事部判決 自白の信用性判 判例は、 証拠評

訟における自白の意味・証拠価値は、 ならない。このことは、事件解決モデルを採用し、アレインメント制度を導入する場合にも、当然に妥当する。 本においてはまず、 被疑者・被告人が自白した場合にその自白の意味・証拠価値は増すことになるといえるが、この点で、ドイツ刑事訴 捜査・公判を通じて黙秘権が真に保障され、 日本の場合とは異なるといえよう。自白の証拠能力の箇所で述べたように、 冤罪を防止するシステムが十分に確立されなければ

捜査段階での取調べ過程や公判審理で自白を採ることが困難であり、

黙秘権が真に保障されるような手続であれば

Ŧi

事前の合意実務について、

ド

う。 の検討が必要になるであろう。 デル) ないし虚偽の処分表明 分表明モデル きであるが、どのような内容あるいは程度の合意ないし共同決定を認めることが可能であるのかが問題となる。 的地位を獲得し、 立させることによって、 点での相違があり、 て現れるかについては留意しなければならない。すなわち、 当事者主義を推し進めることによって、実体的真実モデルから事件解決モデルへ、すなわち、 日本において考えられる構成としては、当事者主義を徹底させることにより、被告人は当事者として対等に主体 現行法上の基本原理として、ドイツ刑事訴訟は職権主義を採り、 (有罪答弁モデル)に転換することも考えられるであろう。この点で、たとえば、虚偽の自白 検察と事件処理について共同決定するということになると考えられ、さらに、 同様に実体的真実主義の立場に立つとしても、 裁判所および検察と事件処理について共同決定していく、という構成がなされることになろ (処分表明モデル) の可能性がある場合に、 ドイツの職権主義のもとでは、 裁判所の関与の程度などでどのような相違になっ 日本の刑事訴訟は当事者主義を採るという 裁判所の役割の点で相違があるかについて 被告人の主体的地位を確 冤罪防止策は採るべ 自白モデルから処 (自白モ

縮に寄与している点が考慮されており、Weigend も、 k) イツの判例は、 いえない打算を含んだ自白が刑の軽減の理由となることについて、第四刑事部判決において、 任主義を堅持するとはいえ、事前の合意において刑が軽減されることは事実である。この点で、改悛の情によるとは - のある事件と争いのない事件の処理方法を明示的に二分化し、「第二の刑事訴訟法」を創設し、量刑システムも二分 さらに、 責任主義を堅持し、 自白する場合と否認する場合との利益・不利益を明確にするために、Weigend が指摘するように、 責任主義を強調しながら現実には司法取引をしていると理解することができるが、 責任に相応する刑罰の範囲内での合意のみが可能であるとしている。しかし、 刑の軽減事由として結局残るのはこの点のみであろうと述べて 事案解明および手続短

題

第13巻 3・4 号---182 な手段になっている点が注目される。このことから、証拠申請権を放棄することを内容とする事前の合意が、(8) できるのかが問題になる。 簡略化に対するより一層の効果を持ちうると考えられる。 されているかが問題となるであろう。この点で、被告人側の証拠申請権が十分に保障され、被告人側が争う際の強力 検察官と被告人・弁護人との力のバランスを考慮すべきであるから、被告人の主体的地位としての権利保障が十分な 察官および裁判所と対等な立場に立つことが不可欠であるといえるが、そこでは、 に関する考察を深める必要があろう。 官に対抗していくことによって合意が形成され、具体的な法の実現を共同決定していくというような評価がどこまで ドイツにおいて事前の合意が有効になされるためには、 判例における説明の仕方は形式的であるが、実質的に見ると、裁判所と被告人・弁護人、 被告人が刑事手続において主体的な立場にあること、 責任主義の内容、 量刑基準と量刑事情など、 被告人の権利が裁判所および検察 量刑問 手続

については現行のシステムの転換が迫られているといえよう。 ドイツの判例分析が示すように、ドイツの現行刑事訴訟法との根本的な矛盾点があり、その解決のために、 くことが求められるのである。それに対する違反があった場合には、 被告人と警察・検察とが対等な立場から共同で行うものとし、 対抗しうるようなシステムが必要となる。事件処理への被疑者・被告人の関与の権利性を認め、事件処理は被疑者・ 量などの点で警察・検察に対して圧倒的に不利な立場でそれを行わざるをえないことからすると、 前述のように、 日本の刑事手続の実態として司法取引に類似するものが存在し、 ドイツの事前の合意に関する判例とその検討は、 共同事件処理の手続をルール化し、 日本においても、 被疑者・被告人は異議申立てができるようにす 十分に参考になるものと思われる。ただし、 被疑者・被告人の自己決定を中心と 被疑者・被告人は、 オープンにしてい 被疑者・被告人が 権限 自白事件

情報

度的担保が不可欠なのである。(6)

証拠開示問題の改善など、被疑者・被告人の自己決定による事件処理の基盤・前提の整備、

すなわち、

する刑事司法を志向し、警察・検察との共同による事件処理のシステムを形成するにあたって、現行法の解釈として

提案する場合、それによって自白中心の刑事司法が現状よりもより進行するという危惧もありうる。しかし、(㎡) 可能な事項もありうるが、立法による解決が必要な事項もあり、これらの検討は別稿で行う予定である。 (88) ドイツ刑事訴訟との比較の際には、前述のように、日本とドイツにおける捜査過程の相違、日本の公判の形骸化 捜査・公判を通じて留意すべき重要な観点があり、日本において被疑者・被告人の自己決定による事件処理を 自白の

て、そのためにはまず、取調べ状況の改善、捜査段階からの十分な弁護権の保障、身柄拘束をめぐる諸問題の改善 よいと思われる。このことは、自白モデルから処分表明モデルに転換した場合においても、同様である。日本におい(6) 通じて事件処理への積極的関与を行う手段とする捉え方、自白を積極的な自己決定の表明とみる捉え方は顧慮されて すなわち、自己決定権を十分に保障する基盤がある限りで、供述の自由を、黙秘するか供述するかという自己決定を

意義につき、事実を解明するためのみならず、事件を処理するために用いるという観点は注目されるべきであろう。

- 1 BGHSt 43, 195=StV 1997, 583=NJW 1998, 86=StraFo 1997, 312=wistra 1997, 341
- 2 内藤謙先生古稀記念『刑事法学の現代的状況』(一九九四年)五六三頁以下参照 合意』」関大法学論集四一巻一号七四頁以下(一九九一年)参照。なお、松尾浩也「刑事手続における訴訟関係人の非公式協議」 ドイツ刑事訴訟における「事前の合意」の概念、現状およびその問題点については、山名京子「刑事訴訟における
- 3 verfahren—Blickwinkel: das materielle Strafrecht—, AnwBl 1998, 567ff.; Küpper, Absprachen im Strafverfahren (1) (2) 本稿の執筆にあたって参考にした最近のドイツ文献として、後に引用したものの他に、Braun, , Die Absprache

nach der Urteilsverkündung GA 2000, 511 ff.; Kleinknecht/Meyer-Goßner, Strafprozeßordnung, 45. Aufl., 2001, Einl. 119 fehlgeschlagener Absprache, StV 2000, 540 ff.; Erb, Überlegungen zum Rechtsmittelverzicht des Angeklageten unmittelbar 289 ff.; Weider, Anmerkung zum Urteil des BGH, Beschl. v. 12. 4. 2000—1 StR 623/99—: Kein Verfahrenshindernis be neuesten Rechtsprechung des BGH, StraFo 2000, 146 ff.; Sinner, Anmerkung: Befangenheit bei Absprachen, StV 2000 Rechtsmittelverzichts im Rahmen einer verfahrensbeenden Absprache, NStZ 2000, 98ff.; Kruse, Urteilsabsprachen in der —Bilanz einer zehnjährigen Diskussion—, Jura 1999, 351ff., 393ff.; Rieß, Anmerkung: Unwirksamkeit des

- 4 事前の合意実務に対して、学説において指摘された現行法上の疑念については、山名・前掲注(2)七八頁参照
- 5 Landau und Eschelbach, Absprachen zur strafrechtlichen Hauptverhandlung, NJW 1999, 321ff., S. 321f.
- 6 51 ff.; Vogelberg, Die Rechtsprechung zur Verständigung im Steuerrecht und (Steuer-) Strafrecht, Praxis Steuerstrafrecht Universität Bochum—, StuW 1998, 278ff.; Vernekohl, Fachanwalt für Steuerrecht, Praxis Steuerstrafrecht (PStR), 1998 schaftsseminars zum Steuerstrafrecht von Prof. Dr. Ellen Schlüchter und Prof. Dr. Roman Seer am 15. Mai 1998, Ruhr ständigungen in Steuerstrafverfahren—Bericht über die Vortrags- und Diskussionsveranstaltung im Rahmen des Gemein (PStR), 1999, 177ff.; Stahl, Verständigung im Steuer- und Steuerstrafrecht, Kölner Steuerdialog (KÖSDI) 1998, Nr. 7 11625 ff. などがある。 たとえば、租税事件実務における事前の合意の定着およびその問題点について、最近の文献として、Schmidt,
- 7 簡易公判手続に付することなく証拠調べを簡易化するというルーズな運用が行われていることなどにある。これらについて詳 ほど利用されていない。その理由は、自白事件においては、通常の手続で行っても証拠調べは簡単に済むこと、一部において 義が支配しているといわれる。自白事件の処理について、刑事訴訟法は簡易公判手続の制度を用意しているが、実務ではそれ )くは、山名京子「日本刑事訴訟法における『簡易公判手続』孫海睦博士華甲記念(一九九三年)八七五頁以下参照 起訴後の事件処理において、否認事件に比べて自白事件では公判の開廷回数が少ないうえ審理期間も短く、実質上の二元主
- 8 David Johnson, Plea Bargaining: in Johnson, The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan, 2001
- 9 山名京子「被疑者・被告人の自己決定」ジュリストー一四八号(一九九九年)九六頁以下参照。前述のように、実際には

- 自白事件に分類されている事例の中に、捜査手続において自白を迫られる事例(任意という名の強制)も含まれていると考え 被疑者・被告人の自由な意思決定が十分に保障されるシステムが確立されてはじめて、本来の意味の自白事件というこ
- $\widehat{10}$ BVerfG, NJW 1987, 2662=NStZ 1987, 419 m. Anm. Galladi. 本決定については、 山名·前揭注(2)七九頁以下参照
- 45. Aufl., 2001, Einl. 119; Roxin, Strafverfahrensrecht, 25. Aufl., 1998, §15 Rn. 6, 7; Weigend, Der BGH vor der BGH各刑事部のこれまでの判決については、BGHSt 43, 195, 198ff.; Kleinknecht/Meyer-Goßner, Strafprozeßordnung
- Wissenschaft Band IV: Strafrecht, StrafprozeBrecht, 2000, 1011 ff., S. 1017 ff.; Landau/Eschelbach (o. Fußn. 5), S. 322 f. 参 Herausforderung der Absprachenpraxis, in: Roxin/Widmaier (Hrsg.), 50 Jahre Bundesgerichtshof, Festgabe aus der
- Folgen des Ablegens eines Geständnisses im Rahmen einer Absprache, JuS 1998, 373ff.; Satzger, Rechtsprechung Anmerkung zum Urteil des BGH vom 28. 8. 1997-4 StR 240/97, wistra 1998, 49 ff.; Martin, Rechtsprechungsübersicht, BGHSt 43, 195-, JuS 1999, 1162ff.; Rönnau, Die neue Verbindlichkeit bei den Strafprozessualen Absprachen. Rechtliche Strukturen für Absprachen in der Hauptverhandlung-Die Richtlinienentscheidung des Bundesgerichtshofs-BGHSt 43, 195=StV 1997, 583=NJW 1998, 86=StraFo 1997, 312=wistra 1997, 341. 本件の評釈として、Herrmann,
- StrafprozeBrecht, JA 1998, 98 ff. などがある。
- 14 BGHSt 43, 195, 202 f.

13

BGHSt 43, 195 f

- 15 BGHSt 43, 195, 203 ff
- 16 BGHSt 43, 195, 205 f.
- 18 17 BGHSt 43, 195, 208 ff BGHSt 43, 195, 206 ff
- 19 BGHSt 43, 195, 210.
- BGHSt 43, 195, 210 f

- 21 BGHSt 43, 195, 211
- 22 BGH, NStZ 1999, 92—NStZ 1999, 57 ff., S. 58 f.; Weigend (o. Fußn. 11), S. 1023 f. Weigend, Eine Prozeßordnung für abgesprochene Urteil?—Anmerkungen zu den Entscheidungen BGHSt 43, 195 und
- $\widehat{24}$ NStZ 1999, 92, 93

第13巻 3・4 号一

 $\widehat{23}$ 

NStZ 1999, 92=StV 1999, 410

- $\widehat{25}$ NStZ 1999, 92, 93
- $\widehat{26}$ NStZ 1999, 92, 93
- $\widehat{27}$ NStZ 1999, 92, 93f

 $\widehat{28}$ 

NStZ 1999, 92, 94

- 29 事前の合意と現行刑事訴訟法の基本原則に関する議論につき、山名・前掲注(2)七七頁以下、九五頁以下参照:
- 30 Juristentag in München 1990. 事前の合意に対する Schünemann による批判については、山名・前掲注(2) 一○九頁以下参照: Schünemann, Absprachen im Strafverfahren? Grundlage, Gegenstände und Grenzen, Gutachten B zum 58. Deutschen
- 31 Landau/Eschelbach (o. Fusn. 5), S. 321
- 32 Roxin, 25. Aufl., 1998, §15, Rn. 7-9 e
- 33 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1029 ff
- 34 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1038 f
- 35 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1030
- 36 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1030

37

Weigend (o. Fußn. 11), S. 1030 f

- 38 いとするBGH第四刑事部の要求に賛同する。 Rönnau (o. Fußn. 12), S. 49 ff. は、非公式の会話を公判審理へと移し、少なくとも事前の合意の結果を公判記録に記載するも
- <u>39</u> Weigend (o. Fußn. 11), S. 1032 ff
- Weigend (o. Fußn. 11), S. 1034 f. この点について、Landau/Eschelbach は、第四刑事部判決は、副次的にのみ、 刑の宣告に

52  $\widehat{51}$ 

すぎず、手続の特定の結果についての予想を通知することからは、偏頗の懸念が推定される必要もなかったであろう、と指摘 は、BGHによっても将来的に排除されることはないし、そうした合意は判決中においてのみ言及されないままとなるであろ おける判決放棄に導くような具体的な刑量を裁判官が事前に決定することに対する偏頗の懸念という手続問題を述べているに ついての仮の意見をもっていた裁判官が先入観を持っていないという推定をも含んでおり、特定の刑罰についての事前の合意 している。むしろ、具体的な刑が宣告された略式命令に対する異議申立て後の手続に関する規定は、予定される具体的な刑に

- 41 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1035 f
- $\widehat{42}$ Weigend (o. Fußn. 11), S. 1036 ff

としている (Landau/Eschelbach (o. Fußn. 5), S. 321)。

BVerfG, NJW 1987, 2662=NStZ 1987, 419 m. Anm. Galladi

 $\widehat{43}$ 

- 44 Weigend (o. Fußn. 11), S. 1039
- $\widehat{45}$ Weigend (o. Fußn. 11), S. 1039 f

 $\widehat{46}$ 

Weigend (o. Fußn. 11), S. 1041

- $\widehat{47}$ Weigend (o. Fußn. 11), S. 1041 f.
- $\widehat{48}$ Weigend (o. Fußn. 22), S. 62 f

Weigend (o. Fußn. 22), S. 63

 $\widehat{49}$ 

 $\widehat{50}$ Weigend (o. Fußn. 22), S. 63

Weigend (o. Fußn. 22), S. 63

gesetz, 3. Aufl., 2001, §153a, Rn. 2-3)。本条の典型的な適用事例としては、重大でない財産犯罪、軽いまたは中級程度の交通 ず、課される予定の義務の個別具体的な内容・期間についてもなされなければならない。また、その者の同意のみによって犯 行が立証されたとものとするのは無罪推定の原則に反するとされる(Pfeiffer, Strafprozeßordnung und Gerichtsverfassungs しては、手続経過に基づく有罪判決の高度の蓋然性が要求される。被疑者・被告人の同意は、手続打ち切りについてのみなら 扶養義務違反、 一定の過失致死の事例などであり、経済事件および税関係事件については、被害が重大でなく、

刑訴法一五三条aの解釈によれば、一五三条と異なり、被疑者・被告人には特定の義務が課されることから、犯罪の嫌疑と

- 過失行為が問題となるような事例である(Kleinknecht/Meyer-Goßner, Strafprozeßordnung, 45. Aufl., 2001, § 153 a, Rn. 7-
- <u>53</u> 一二九頁以下、一三九頁参照。アルツトも、自白をした場合に刑を軽くすることによって有利に扱うか、それとも否認を刑の この点につき、グンター・アルツト「自白と刑事司法システム」(井田良=山名京子訳) 法学研究六五卷十号

加重事由とみるかは表現の違いにすぎず、実質的には同じであり、なぜなら、軽減も加重もされていない、基準となる中間の

- る取り扱いをさらに積極的に推し進めようとする者は、この問題を解明しなければならないだろう、としている(一三九頁以 刑がいかなる刑かはまったく不明だからである、と指摘している。しかし、一種の有罪答弁を認める方向で、この刑を軽減す
- <u>54</u> 基礎になる犯罪事実(事実的基礎)が実際にあるか否かを確認しなければならない。 アメリカ合衆国のアレインメントの制度においても、裁判所は、有罪答弁の任意性を積極的に確認する必要があり、
- 刑を得ようという計算で自白した場合とを区別すべきではない、としている(アルツト・前掲注(53)一三三頁)。 せなかったという理由で何らかの恩典を与えようとするのであれば、被疑者・被告人が真摯に後悔している場合と、

この点につき、アルツトは、もしわれわれが、被疑者・被告人が自白することにより刑事司法システムに無用な負担を負わ

55

- 56 ては答弁取引を承認する方向に行き着くように思われる、としている(アルツト・前掲注(53)一三三頁)。 アルツトもまた、計算づくで自白した場合にも、この自白を量刑事由として承認するという考慮を推し進めていくと、
- 57 きであるとする。なお、トーマス・ヴァイゲント「被疑者取調べにおける自己決定の保護」(高田昭正訳)『現代社会と自己決 定され、また、略式命令手続においても部分的に予定されており、将来の改正の際には、共同的要素はより強く顧慮されるべ Ermittlungsverfahren, AnwBl 1998, 67f. がある。Schaefer によれば、共同は、 捜査手続における検察と被疑者・弁護人との共同が法的に許容されることを主張するものとして、Schaefer, Kooperation im ―日独シンポジウム――』(一九九七年) 一八六頁以下参照! 現行法上すでに刑訴法一五三条aにおいて設
- ||一「訴訟遅延目的を理由とする証拠申請の却下| 刑事訴訟法における『証拠調べ強制権』」庭山英雄先生古稀記念『民衆司法と刑事法学』(一九九九年)一四九頁以下、 光藤景皎「証拠調請求権の復権」石松竹雄判事退官記念『刑事裁判の復興』(一九九〇年) 一三一頁以下、田淵浩二「ドイツ ―ドイツ刑事訴訟におけるその法理の生成」井戸田先生古稀記念『転換期の 田淵浩

- の提案がなされている 刑事法学』(一九九九年)三九九頁以下参照。なお、 司法の負担軽減の観点から、 証拠申請権を制限するような刑事訴訟法改正
- 59 権利の矮小化につながるのではないか、との見解も主張されているが、この問題については、理念的問題、 なお、刑事手続において個々の被疑者・被告人の自己決定を強調することは、国家権力の個々人への権利侵害を容易にし、 法解釈問題および
- 政策問題というそれぞれの観点からの分析が必要である。

この点につきたとえば、福島至「アレインメント制度採用の当否」刑事訴訟法の争点〔新版〕一七八頁以下は、

捜査の実態

60

- 62  $\widehat{61}$ 裁判の形骸化など日本の現状からみて誤判防止という課題に矛盾するとして、アレインメント制度導入の危険性を主張する。 五十嵐二葉「アレインメント制度の導入について」季刊刑事弁護二〇号(一九九九年)二三頁以下は、 アルツト・前掲注(53)一二九頁以下参照。 「絶望的」といわれる現状を改善するためにアレインメント制度を導入すべきだとする。 日本刑訴が陥ってい
- $\widehat{63}$ 山名·前揭注(9)九七頁